

実施機関の考え方

この第9期東浦町高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するものです。

他の計画との関連性としては、東浦町のまちづくりの羅針盤である「東浦町総合計画」、東浦町の地域福祉を包括的に定めた「東浦町地域福祉計画」、知多北部広域連合が定める「介護保険事業計画」等との整合性を図りながら、東浦町の高齢者福祉施策を推進する上での指針として位置づけています。